公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７３７号
福岡市東区原田３丁目５番11―202号
債務者　塚原　潮己
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７６４号
福岡県太宰府市通古賀５丁目７番32号グレース二日市208号
債務者　西山　政輝
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８８号
福岡市東区名島５丁目34番25号
債務者　吉田知佳子（旧姓温井）
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９３号
福岡市西区姪の浜５丁目10番21号
債務者　越智　　強
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０４号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８１６号
福岡市東区松田３丁目８番35―808号
債務者　大塚　稔一
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８１７号
福岡市東区松田３丁目８番35―808号
債務者　大塚　絹恵
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８３３号
福岡市博多区諸岡２丁目12―11―406号
債務者　山口賢次郎
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1127番地１川子団地48棟43号
債務者　三宅郁恵こと　三宅　里奈
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５号
佐賀県唐津市鎮西町丸田7138番地４
債務者　小峰　顕二
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３０５２号
名古屋市千種区京命１丁目17番２号　メゾン京命105号
債務者　愛甲　倚昭
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２８号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1605番地　グリーンパレス高木306号
債務者　前田　哲司
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８号
松江市鹿島町佐陀宮内364番地２
債務者　邊土　昭夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３９号
松江市鹿島町佐陀宮内364番地２
債務者　邊土まゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８２号
松江市法吉町65番地235　コーポラスＨＡＲＡ103号
債務者　藤原　拓男
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
島根県雲南市大東町飯田91番地13
債務者　大倉　榮子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１号
青森市妙見１丁目９番５号　成田アパート７号
債務者　佐藤　眞一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
青森市妙見１丁目９番５号　成田アパート７号
債務者　佐藤ちづ子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係